

琴浦町教育委員会会議録

日時 平成25年 8月27日(火) 午後 1時30分～午後 4時 3分

場所 琴浦町生涯学習センター第1会議室

出席委員 石前富久美委員長、高塚良平委員、前畑一子委員  
小林克美教育長

欠席委員 進 修委員

その他出席者 岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、森人権・同和教育課長  
谷本学校給食センター所長、浅田参事、井谷指導主事、石賀補佐

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について 高塚委員・前畑委員

日程第2 教育長報告

日程第3 報告事項

(1) 小学校統合準備委員会活動状況について

(2) 各課報告

日程第4 議案第37号 琴浦町カウベルホール条例の一部改正について

日程第5 議案第38号 平成25年度琴浦町進学奨励金の受給者決定について

日程第6 議案第39号 平成25年度(9月期)補正予算要求について

日程第7 議案第40号 平成25年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について

日程第8 協議事項 (1) 教育委員会制度改革に関する意見について

(2) 「とっとり教育の日」制定要望について

(3) その他

日程第7 その他 お知らせ事項 2項目

日程第7 次回委員会議開催日 9月26日(木) 13時30分

日程第8 閉会 16時 3分

平成25年第10回定例会の会議概要の記録

会議内容の記録

委員長

第10回定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員指名

議事録署名委員を高塚委員と前畑委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長

日程第2 教育長報告をお願いします。

【教育長報告】

教育長

行事報告等

- ① 7月25日(木) ALT エレン・イアン送別会
- ② 7月26日(金) 講演会マラソンと共に歩んだ心豊かな人生  
福留史朗さん
- ③ 7月30日(火)～31日(水) 新任・転任教職員人権研修
- ④ 7月30日(火) 臨時校長会
- ⑤ 8月1日(木) 人権・同和教育講演会
- ⑥ 8月4日(日) 白鳳祭
- ⑦ 8月5日(月) 教育委員会委員研修会
- ⑧ 8月7日(水)～8日(木) 人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
- ⑨ 8月9日(金) 臨時議会・教育民生常任委員会
- ⑩ 8月12日(月) 退職校長会(教育の日依頼来館)
- ⑪ 8月12日(月) 琴浦町教育研究会
- ⑫ 8月19日(月) 青パト出発式
- ⑬ 8月21日(水) 講師研修会
- ⑭ 8月22日(木)～23日(金) 中国5県教育長研修会

今後の日程

- ① 8月28日(水) 講師研修会
- ② 8月29日(木)～30日(金) 鳥取県教育長研修会
- ③ 9月2日(月) 校長会
- ④ 9月2日(月) ALT ジョシュア、ライアン 歓迎会
- ⑤ 9月6日(金)～20(金) 9月定例議会
- ⑥ 9月7日(土) 東伯中学校運動会
- ⑦ 9月12日(木) 就学指導委員会(13:30～)
- ⑧ 9月15日(日) 運動会(安田・以西)
- ⑨ 9月22日(日) 琴浦町駅伝大会
- ⑩ 9月23日(秋分の日) 琴浦グルメdeめぐるウォーク(9:00～)

その他

全国大会出場 八橋小学校 400mリレー

東伯中学校 柔道・相撲

中国大会出場 東伯中学校 女子剣道 相撲 陸上 柔道

赤碕中学校 剣道

日程第3 報告事項

委員長 日程第3 報告事項について説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 小学校統合準備委員会活動状況について

(別紙資料にて報告)

委員長 統合に係る整備進捗状況を危惧している。

(2) 各課報告

教育総務課長 (別紙資料にて概要を報告)

社会教育課長 (別紙資料にて概要を報告)

人権・同和教育課長 (別紙資料にて概要を報告)

日程第4 議案第37号の説明

委員長 議案の審議に入ります。それでは議案第37号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第37号、琴浦町カウベルホール条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第19項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

教育長 使用料と利用料の違いを確認しておくこと。

委員長 議案第37号について、意見はありますか。

議案第37号について、意見はありません。(全員意見なし)

日程第5 議案第38号の説明

委員長 次に議案第38号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第38号、平成25年度琴浦町進学奨励金の受給者を別紙のとおり決定したいので、琴浦町奨学金奨励給付規則第5条の規定に基づき、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長 議案第38号について、意見はありますか。

議案第38号について、意見はありません。(全員意見なし)

日程第6 議案第39号の説明

委員長 次に議案第39号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第39号、平成25年度教育費補正予算を要求することについて、教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

社会教育課長 (別紙資料にて説明)

人権・同和教育課長 (別紙資料にて説明)

委員長 議案第39号について、意見はありますか。

議案第39号について、意見はありません。(全員意見なし)

## 日程第7 議案第40号の説明

委員長

次に議案第40号の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第40号、平成25年度要保護・準要保護児童生徒を追加認定することについて、本委員会の承認を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長

議案第40号について、質問はありますか。

議案第40号について、承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第40号は、承認しました。

## 日程第8 協議事項

### (1) 教育委員会制度改革に関する意見について

委員長

日程第8 協議事項、(1) 教育委員会制度改革に関する意見について説明をお願いします。

教育総務課長

教育委員会制度改革について教育委員さんの意見をお伺いしたく、あとで箇条書きにして研究協議会事務局へ送信したいと思います。

(別紙資料にて説明)

教育長

- ・ 日本教育新聞によるアンケート結果について  
教育委員会制度を変えたがよい…3割  
教育委員会制度を変えなくてもよい…3割  
教育委員会制度を一部変えたほうがよい…4割
- ・ 教育委員会制度等の在り方について  
何故この制度の見直しをしないといけないか。
  1. 教育委員会制度の仕組みと趣旨
    - ①教育委員会制度の仕組み  
教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。

教育委員会は、町長から独立した行政委員会。教育委員の任命は、町長がして議会の同意を受ける。委員会は委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体案の事務を執行すると、教育委員会は非常勤で原則5人で、任期は4年で再任可、交代時期が重ならないように1年ずつ時期をずらすこともあります。教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員が選挙で、任期は1年で再任可。教育長は常勤で、教育委員のうちから教育委員が任命すると、委員長との兼任はできません。

学校を取り巻くいろいろな問題が発生した時、校長が責任者なのか。教育長が責任者なのか。委員長が責任者なのか明確にされていない。

- ・ 教育委員会制度改革後のイメージ  
責任者を教育長にしよう。

教育長は町長が選ぶ。

- ・ 教育委員会は、何をするのか。  
教育の基本方針や教育内容に関わる事項等の審議をおこなう。  
方向性を示すとともに執行状況をチェックする機関。

教育長がいままでのように事務局を通して、それぞれの学校等の事務を運営する形になっています。

- ・ 制度の趣旨  
政治的な中立性を確保  
教育方針の継続性・安定性  
地域住民の意向を反映  
町長部局からの独立  
合議制  
住民による意思決定のコントロール
- ・ 問題点  
責任の所在が不明確  
地域住民の意向が反映されていない。  
教育委員会の審議が形骸化している。

教育委員会でも学校の数、規模によっても違う。  
迅速さ、機敏さに欠ける（合議制がブレーキ）。

- ・ 新しい教育委員会のイメージ  
教育長を教育行政の責任者として、全てそこでことが運ぶ、委員会の合議を得なくてもそこでことが運ぶ。  
それをチェックするのが委員会である。

- 「市町村の教育委員の意見を吸い上げて持ってきてください」という要請がきている。琴浦町として意見を一つにまとめる必要はない。

〔意見〕

教育長

現行の教育委員会制度でうちは機能しています。委員も目が届く範囲の学校規模だし、どの委員も学校のことを全く知らないということはない。

委員長

教育委員会から出された提案を追認するだけのものではない。

私も、教育長と同じ意見です。

責任ということになった時に、委員長は非常勤であって、いつも教育委員会にいるわけではないので、委員長が責任を取れるわけではない。

他の市町村の委員長も、現実には教育長が責任を取っているだろうと、

指揮はしているんだろうという意見でした。

大きな都市に比べて、比較的上手くいっているんじゃないかなって思う。

教育長 新しい制度になった時に、町長の意向で委員長・教育長や委員が選出される。

委員長 行政指導になってしまわないか懸念される。

委員 責任が誰にあるかと言うことをきちんと明確にしておいたほうがいい。何かことが起こった時に、委員長ではなく、やはり教育長だと思う。

委員長 責任は教育長にあるけれど、教育委員会という独立した機関の運営は、委員長がしているという今の体制で別に問題ない。

教育長 どう運用させるかというところに問題があって、制度は今のままでも上手に運用すれば、責任体制をハッキリさせればいい。

委員長 そこだけは明確にして、教育長が責任者となっていれば、別に問題ない。

教育総務課長 大きくはみなさんが地域密着型で動いておられる。計画訪問を年2回行なって周知にも努めておられる。課題は、責任の所在ということが不明確である。それが住民に対して、あまり理解されていない。

教育長がまとめられましたけど、全体的には「責任」の所在の明確化が必要であるというみなさんの意見でした。

それから多くは情報の共有です。情報提供というのは、日常的にできないので、言われたように議案に対する追認行為で終わってしまいがちというのが現状の課題です。

### (2) 「とっとり教育の日」制定要望について

委員長 次の「とっとり教育の日」制定要望について説明をお願いします。

教育総務課長 (「とっとり教育の日」制定要望について別添資料にて説明)

「とっとり教育の日」の制定について、鳥取県退職校長会から教育委員会に要望がありました。

「とっとり教育の日」の制定して、具体的に何をしようとしているのか、あまり明確でないので、よく分からない。そういったこともあって、現状としては、中部の教育委員会は、まず賛同、協賛していないという状況にある。何か趣意書を読んでもよく分からない。

一般質問で議員から「教育の日」制定は如何ですかという提言がありました。その時は「家庭の日」というものが既にあるので、「家庭の日」は全国的にも認知度は高いし、それをより活用する方向で、教育振興を図りたいという答弁で納めました。

教育長 動向を見るということでもいいですか。

### (3) その他

委員長 その他は、ありませんか。

教育総務課長 ありません。

日程第9 その他

委員長 日程第9 その他について、説明をお願いします。  
指導主事 (1) 第2回琴浦町小中学校一斉公開の実施について  
教育総務課長 (2) 9月2日、ALTのウェルカムパーティーについて

委員長

- ・ 委員会資料について (メール送信)
- ・ 議事録の公開について
- ・ 教育委員会の機構図について
- ・ 教職員のコンプライアンスについて

教育長 校長会を通してコンプライアンスをお願いしている。現在、新聞記事になるようなことは起こっていない。

委員長

- ・ 「教職員が挨拶をしない」という意見をいただいている。

教育総務課長 校長会を通じて伝えていく。

委員

- ・ 土曜日授業について

教育長 教育長会の中でも土曜日授業の話が少しだけ出ていまして、何年もかかって土曜日授業がなくなった。また元に戻すのは大変だということで、しっかり時間を掛けて協議しないといけないし、一律に文部科学省や県から「しなさい」と言われて、すぐに対応できるものではない。先生の勤務、労働条件のこともありますし、先生の負担も増える。

生徒にも保護者にもいろんな問題が出てくる。土曜日活用している施設、グループ、家庭、塾といったところで、いろんな影響があるので十分議論した後でないと、なかなかスタートできないと考えている。

ただ教育課程が段々と増えてきて、学校行事が減らされたり、夏休みが縮められたり、いろんなところで影響が出てきている。

いま負担の中で学校行事を土曜日にすれば、普段の授業がしっかり確保できるということもあって、これから慎重な検討が必要です。

委員 市町村教育委員会委員研修会の分科会について報告

委員長 日程第10 次回委員会議開催日 9月26日(木) 13時30分

委員長 日程第11 閉会 16時03分